

関島社会保険労務士事務所便り

2013年
4月号

社会保険労務士・行政書士
関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-5010

HP: <http://www.srseki.info>



(八重桜)

高い社会保険料対策 昇給月4月は検討の余地

◆社会保険料の額を決める「標準報酬月額」

健康保険や厚生年金保険の保険料は、従業員の個々の給与の額ではなく、区切りのよい幅で区分した「標準報酬月額」に基づいて算出されます。

この幅が「標準報酬月額等級」として、健康保険では47等級に、厚生年金保険では30等級に分かれています。

◆標準報酬月額はどうやって決まる？

標準報酬月額が決まる方法として、3つがあります。

- ①資格取得時決定：資格取得時に予定の賃金を基に決定
- ②定時決定：毎年4月から6月の3カ月間の賃金を基にその年の9月から翌年8月までの標準報酬月額が決定
- ③随時改定：固定的賃金の変動したときに、その変動月からの3カ月間の賃金平均額が従前の標準報酬月額より標準報酬月額等級が2等級以上変動したとき

新入社員等は、①によって決定されますが、例えば、7月1日現在その会社に在籍している従業員については②により、4～6月に支払われた給与の賃金総額の月平均賃金を基準に標準報酬月額にあては

めて、その年の9月から翌年8月までの1年間の標準報酬月額が決まります。

一部の事業所では当月分の給与を翌月中に支払うこともあるので、そうした企業においては3～5月分までの賃金総額によって決まることとなります。

◆残業量や昇給のタイミングに注意

定時決定によってその年の9月から翌年8月まで適用する標準報酬月額が決定されることから、算定期間中に多くの残業が発生し、平均賃金額が他の時期よりも高くなる会社や、算定期間中に昇給がある企業においては、負担する社会保険料の額に影響を生じる可能性があります。

特に、厚生年金保険料は平成16年の制度改正によって平成29年9月まで毎年0.354%ずつ引き上げられることとなっているため、昇給等によらなくても保険料の負担は年々増していきます。

不必要な残業を控えたり、業務の進め方を見直したり、昇給月を変更したりする等、対策を検討してみるのもよいでしょう。

保険料免除や学生・フリーターには特例 知らないと損する国民年金

(1) 国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者（60歳以上の人など）の1か月当たりの保険料は15,040円です（平成25年度）。

第1号被保険者とは、20歳以上60歳未満の人で、厚生年金・共済年金の加入者（第2号被保険者）以外の人と、第2号被保険者の配偶者＝第3号被保険者以外の人をいいます。

(2) 保険料は毎年280円ずつ上がる

平成16年度の保険料は月額13,300円でした。それが、平成17年から毎年280円ずつ上げて、上限を16,900円にすることを決めました。

しかし、実際の保険料は、この280円に物価指数や賃金の伸びに応じて毎年政令で定められています。

(3) 国民年金の保険料免除制度

『障害を負った』、『金銭的に余裕がない』等の理由により、保険料を納付することが出来ない方のために、国民年金保険料の免除制度があります。この免除制度には、法定で決まっている「法定免除」と本人からの申請によって決まる「申請免除」があります。

- ① 法定免除 生活扶助を受けている人や、障害年金1・2級の受給者は届出ればその間の保険料は免除されます。
- ② 申請免除には、全額免除、半額免除、4分の1免除、4分の3免除の4通りが

あり、免除の認定は前年の所得で決まります。さらに、失業や天災などの事由に該当したときには、前年の所得にかかわらず申請免除を受けられます。手続きは、市区町村役場の窓口です。

(4) 学生やフリーターの特例

- ① 20歳以上の学生で本人の前年の所得が一定基準（単身者なら118万円）以下なら「学生納付特例制度」が利用できます。手続きは、「国民年金保険料学生納付特例申請書」に学生証又は在学証明書を添付して、住民票のある市区町村役場に提出します。
- ② 30歳未満で、前年所得が一定基準（単身者なら57万円）以下なら、「若年者納付猶予制度」が受けられます。

(5) 手続きを怠ると将来に重大な禍根

国民年金は、保険料の半額を国が負担するという大変お得な保険ですが、必要な手続きを怠ると、障害を負っても障害年金が受けられないことや、年金を受けられる年齢になっても年金が受けられないなど、取り返しのつかないこととなります。

(6) 10年以内なら「追納」可能

免除や猶予を受けた期間は「受給資格期間」にはなりますが、老齢基礎年金額は少なくなってしまうため、10年以内にあるこれらの期間については追納ができます。

	平成25年度 保険料	老齢基礎年金（国からの補助含めた支給額）	
		平成21.3月以前	平成21.4月以降
全額免除	—	3分の1支給	2分の1支給
半額免除	7,520円	3分の2支給	4分の3支給
4分の1免除	11,280円	6分の5支給	8分の7支給
4分の3免除	3,760円	2分の1支給	8分の5支給
猶予（学生など）	—	ゼロ	ゼロ

電車で乗り越し、引き返すときの事故

会社から電車に乗って帰宅する途中、居眠りをしてしまったため下車するはずの駅を4つほど乗り過ごしてしまいました。引き返すために反対側のホームへ向かっていたら、階段で転倒し負傷してしまいました。この場合、「通勤経路逸脱中の事故」と判断されて労災保険の給付は受けられないのでしょうか。

ご質問のように、誤って通常の下車駅を過ぎてしまうということは起こり得ることです。この場合に下車駅まで引き返す行為については、一連の通勤行為の一部に含まれるかたちで引き返す行為が行われていますので、「通勤経路の逸脱」とは判断されず、引き返す経路も含めて合理的な通勤経路上にあると言えると思われ、通勤災害と認められるものと考えます。

◆通勤災害の労災保険給付の要件

労働者災害補償保険法（以下、「労災保険法」という）上の通勤災害として労災保険が給付されるためには、労働者が、「就業に関し」、「住居と就業の場所との間を」、「合理的な経路及び方法により往復する」ことが必要であり、通勤経路の逸脱および中断があった場合には、逸脱・中断の間およびその後の往復は通勤と扱わないとされています。

◆「通勤経路の逸脱」の意味

「通勤経路の逸脱」とは、「通勤の途中において就業または通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれること」をいい、通勤の中断とは、「通勤の経路上において通勤とは関係のない行為を行うこと」をいうとされています。

逸脱、中断であるのかどうかの判断においては様々な事例が想定されますが、例え

ば労働者が忘れ物に気が付いて会社（住居）に引き返す行為などのように、通常起こり得る事態であって、労働者の私的行為は認められない場合には通勤災害と認められるものと言えます。

ご質問のケースは、通常一般的にあり得ることと言えるでしょう。また、乗り過ごした駅から直ちに引き返すための行為中に起こった転倒事故ですから、通勤の逸脱「通勤の途中において就業又は通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれた」とは言えず、基本的には乗り過ごしたために引き返した経路も含めて通勤経路上にあると言えるでしょう。

しかしながら、乗り過ごした時間が長時間にわたった場合や、乗り過ごした後すぐに引き返さず、途中下車して飲食店に立ち寄る、買い物等の私用を行うなどの私的行為が行われた場合には、通勤経路の逸脱とみなされ、その後の帰宅する行為は通勤行為とは認められないということも想定されます。

逸脱、中断に該当するのかどうかは個別事案によって判断が難しいため、疑義が生じた場合は、労働基準監督署へ事案の発生状況を説明のうえ、相談されることがよいと思います。

●国保など保険証の誤使用で検査院が指摘

会計検査院は、資格を喪失した国民健康保険の被保険者証が医療機関で誤使用されたことなどにより、国の負担金が約15億7,000万円も過大に交付されたままになっていることを厚生労働省に対して指摘した。古い保険証が誤って使用されたにもかかわらず、元の団体が医療費を支払い続け、国の負担金を受け取っている事例が数多くあった。(3月27日)

●商工中金融資拡充で経営者の保証不要に

商工組合中央金庫は、今年4月から、大企業から独立したベンチャー企業や環境・医療など成長分野に取り組む中小企業などを対象に、担保も経営者の保証も求めない融資制度を大幅に拡充する方針を明らかにした。これまで有限責任事業組合(LLP)向けなど一部に限っていたが、起業や新事業に失敗しても再挑戦しやすい環境を整備する。(3月26日)

●中小企業も「賃上げ」「雇用拡大」の動き

内閣府・財務省がまとめた今年1～3月期の法人企業景気予測調査(2月15日時点)によると、中小企業の利益配分先(複数回答)は「従業員への還元」が52.9%(前年比7.4ポイント上昇)となり、初めて5割を超えたことがわかった。「新規雇用の拡大」も17%(同4.1ポイント上昇)で過去最高。大企業では賃上げの動きが相次いでいたが、中小企業でも広がり始めた格好。(3月25日)

**●厚生年金基金は最大で1割存続**

厚生労働省は、制度の廃止を検討してきた厚生年金基金について、財政が健全な基金については存続を認めることを決定した。ただし、存続できるのは最大でも1割程度の見込みで、多額の積立不足を抱える基金には解散を促していく方針。今年4月に関連法案を国会に提出の見込み。(3月20日)

●大学生の採用活動時期の繰下げを提言

政府は、企業による大学生の採用活動の解禁時期について、現在の「大学3年生の12月」から4カ月遅らせて「大学4年生の4月」に繰り下げるよう、経済界に検討を促す方針を示した。2015年春に卒業予定の学生の就職活動からの適用を目指すとしている。(3月15日)

●「仕事をしながら出産」が大幅に増加

厚生労働省が5年ごとに実施している「人口動態職業・産業別統計」の結果を発表し、2010年度に働きながら第1子を出産した女性の割合が34.5%(前回比9.3ポイント上昇)となったことがわかった。同省では、共働き世帯の増加や育児休業制度の定着が進んだことが要因ではないかと分析している。(3月7日)

●「メタボ健診」受診率が低調

厚生労働省は、メタボ健診(40～74歳を対象とした特定健康診査)の2011年度の受診率が45%にとどまったことを発表した。前年度の43%からやや改善したものの、同省が掲げる「2012年度までに7割」という目標には遠く及ばない。(3月2日)